

令和4年度

住み慣れた地域で安心して暮らすために

介護保険

あんしんガイド

介護保険制度について

この制度は、40歳以上の方が被保険者として保険料を納め、介護が必要になった方が安心して生活ができるように「介護」を社会全体で支えていくものです。

被保険者（加入者）

- 介護保険料を納めます。
- 介護や支援が必要な場合、相談窓口にご相談し、介護の認定（または元気度調査）を受けます。
- サービスを利用した場合、原則として費用の1割～3割を負担します。

1 65歳以上の方（第1号被保険者）

サービスを利用できるのは・・・

介護や支援が必要と認定された方

※介護や支援が必要となった理由は問いません。

被保険者証

65歳に到達する月に市から交付します。（手続不要）

次のときに必要です。大切に保管してください。

- ・介護の認定または元気度調査の申請をするとき
- ・介護サービスを利用するとき など



2 40～64歳までの方（第2号被保険者）

サービスを利用できるのは・・・

老化が原因とされる病気（特定疾病）により、介護や支援が必要と認定された方

特定疾病とは

がん※、関節リウマチ、筋萎縮性側索硬化症、後縦靱帯骨化症、骨折を伴う骨粗鬆症、初老期における認知症、進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病、脊髄小脳変性症、脊柱管狭窄症、早老症、多系統萎縮症、糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症、脳血管疾患、閉塞性動脈硬化症、慢性閉塞性肺疾患、両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

※医師が一般的に認められている医学的見地に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。

被保険者証

市に申請して、認定を受けた方に交付します。（申請の際は、健康保険証をお持ちください）



福井市

1～4

サービス利用までの流れ

5～10

サービスの種類・内容

11～12

利用者負担の軽減施策

13～14

保険料の決め方・納め方

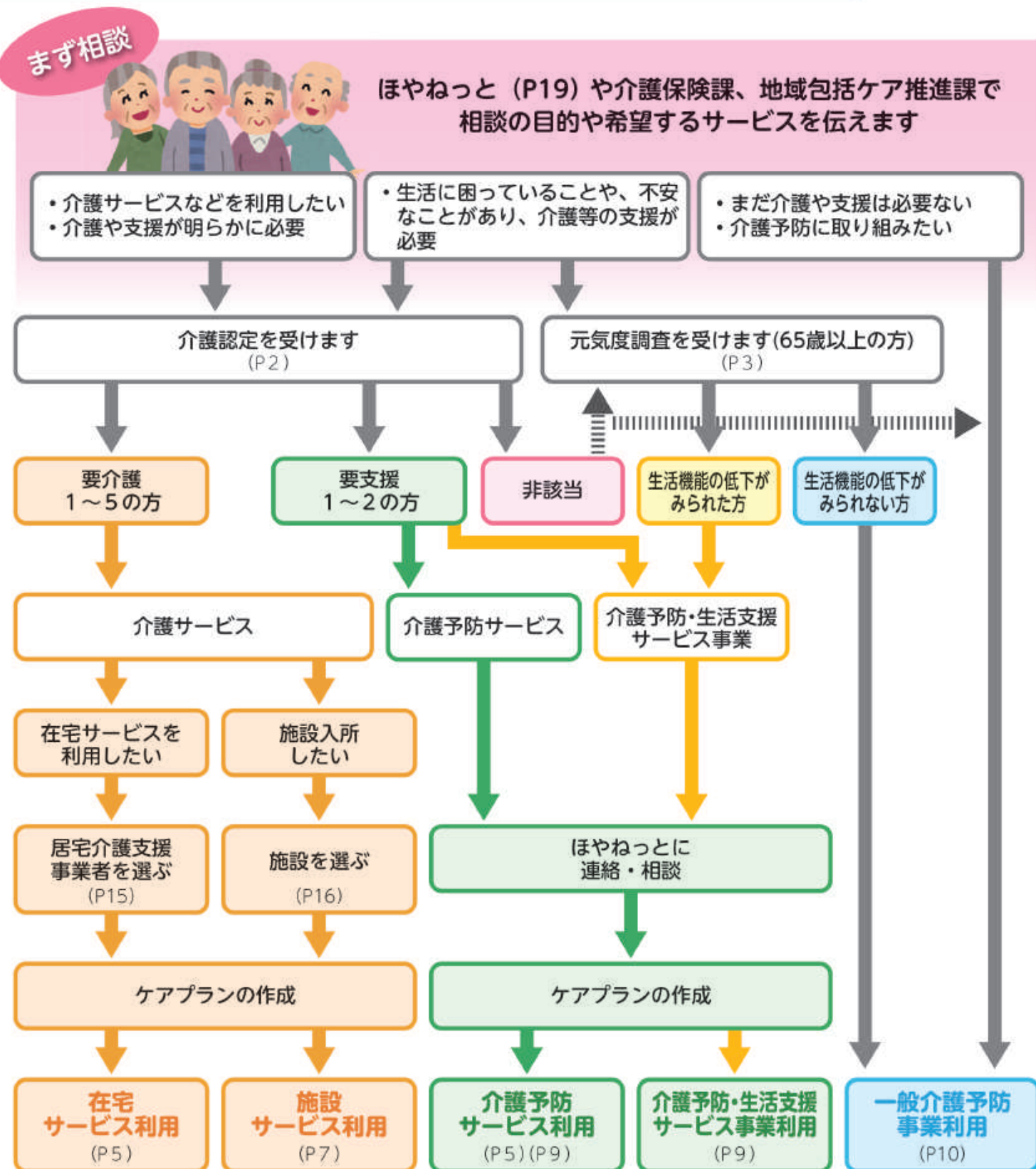
15～18

介護支援事業所・施設一覧

19

ほやねっと
（地域包括支援センター）

サービス利用までの流れ



ケアマネジャー （介護支援専門員）

本人に適したケアプランの作成や施設選びなどを行う幅広い知識をもった専門家です。

ケアプラン

どのようなサービスをどれくらい使用するかを決めた計画書です。ケアプランにもとづいてサービスを利用します。

居宅介護支援事業者

ケアマネジャーがいる事業者のことで、要介護認定の申請代行やケアプラン作成、サービス事業者との連絡・調整などの窓口です。

申請の手順

要介護認定を受ける場合

1. 認定申請

申請の窓口は介護保険課または美山・越廼・清水連絡所です。
申請は本人・家族のほか、次のところに代行申請してもらうことも可能です。

- ・ほやねっと（地域包括支援センター・・・P19 参照）
- ・居宅介護支援事業所（P15 参照）・介護保険施設（P16 参照）
- ・地域密着型介護老人福祉施設（P17 参照）

必要なもの

①認定申請書

※主治医の氏名（フルネーム）、所属医療機関名を申請書に記入する必要がありますので、**あらかじめご確認ください。**

②65歳以上の方：介護保険被保険者証、健康保険証

40～64歳の方：健康保険証

③マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード（写し可）

※紛失等により②・③を用意できない場合は事前にご相談下さい。
※本人以外の方が代行で申請する場合は、代理申請者の身分証明ができるものをお持ち下さい。

※成年後見人の方が申請又は署名される場合は登記の写しを添付して下さい。

認定の更新・変更

- 認定には有効期間があります。サービスを継続して利用する場合は、有効期間が終了する前に更新の申請が必要です。更新は有効期間終了日の60日前から申請できます。

※被保険者証の「認定の有効期間」を確認してください。

- 有効期間内に心身の状況が変化した場合、要介護度を変更するための申請ができます。

第三者行為等の届け出

- 交通事故等の第三者行為が原因で認定申請する場合は、介護保険課への届け出が必要です。また、労災保険が適用される場合も連絡をお願いします。

2. 訪問調査・審査・判定

訪問調査・主治医意見書により、どのくらい介護が必要か審査・判定します。

訪問調査

市の委託を受けた調査員がご自宅を訪問し、ご本人やご家族から心身状態についてお話を伺います。

主治医意見書

認定申請書に記入された主治医に、市が意見書の作成を依頼します。

介護認定審査会での審査・判定

- 訪問調査と主治医意見書の内容を全国統一基準のソフトにより判定します。（一次判定）
- 一次判定の結果を受けて、訪問調査の内容と主治医の意見書をもとに、医療・保健・福祉の専門職で構成する「介護認定審査会」で審査・判定します。（二次判定）

3. 認定結果の通知

介護認定審査会の判定に基づき、市から認定結果を通知します。

非該当（自立）

※要介護度は必要な介護を提供するのに必要な時間（＝介護の手間）により決まります。

要支援 1

- 認定結果は原則、申請日から 30 日以内に通知します。

要支援 2

- 認定の有効期間は原則、新規・変更の場合は 6 か月、更新の場合は 12 か月です。介護認定審査会の判断により、有効期間が短縮または延長されることがあります。

要介護 1

要介護 2

要介護 3

要介護 4

要介護 5

非該当（自立）と認定された場合は、**元気度調査(P3)** を受けることもできます。

元気度調査を受ける場合

元気度調査とは、国が定める、運動や口腔、栄養、物忘れなどに関する25の質問項目（下記調査票参照）で、日常生活に必要な機能が低下していないかを調べるものです。ご本人と面談し、心身の状態や生活の状況などをお聞きし、介護等の支援が必要かどうか判断します。

1. 元気度調査の実施

ほやねっと(P19)に相談してください。
65歳以上の方(第1号被保険者)が対象です。

2. 調査結果

元気度調査の結果は、調査時にお伝えします。

調査の結果、生活機能の低下がみられた人（事業対象者）は、ほやねっと職員が本人・家族と話し合い、必要なサービスをご提案します。

また、生活機能の低下がみられなかった場合でも、一般介護予防事業（P10）を利用することができます。

元気度調査をやってみましょう

以下の質問に回答してみましょう。

筋力の低下やもの忘れなど早期に気づき、介護予防の取組にお役立てください。

No	質問項目	回答（いずれかに○をお付け下さい）	
1	バスや電車で一人で外出していますか	はい	いいえ
2	日用品の買物をしていますか	はい	いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	はい	いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	はい	いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	はい	いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	はい	いいえ
7	椅子に座った状態からなにもつかまらずに立ち上がっていますか	はい	いいえ
8	15分位続けて歩いていますか	はい	いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか	はい	いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか	はい	いいえ
11	6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	はい	いいえ
12	BMIが18.5未満である ^(※) 身長 cm 体重 kg (BMI)	はい	いいえ
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	はい	いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	はい	いいえ
15	口の渇きが気になりますか	はい	いいえ
16	週に1回以上は外出していますか	はい	いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	はい	いいえ
18	周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあるとされますか	はい	いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	はい	いいえ
20	今日が何月何日かわからない時があります	はい	いいえ
21	（ここ2週間）毎日の生活に充実感がない	はい	いいえ
22	（ここ2週間）これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	はい	いいえ
23	（ここ2週間）以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	はい	いいえ
24	（ここ2週間）自分が役に立つ人間だと思えない	はい	いいえ
25	（ここ2週間）わけもなく疲れたような感じがする	はい	いいえ

回答の結果、水色のところについた○の数が多い場合は、日常生活に必要な生活機能などの低下が心配されます。担当地区のほやねっと(P19)までご相談ください。



※BMI＝体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)が18.5未満の場合に該当する

サービスの費用（利用者負担）

サービスを利用した場合、費用の1割～3割を負担します。

3割	下記①・②の両方に該当する65歳以上の方 ①本人の合計所得金額が220万円以上 ②同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入＋その他の合計所得金額」が ・単身世帯＝340万円以上 ・2人以上世帯＝463万円以上
2割	下記①・②の両方に該当する65歳以上の方 ①本人の合計所得金額が160万円以上 ②同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入＋その他の合計所得金額」が ・単身世帯＝280万円以上 ・2人以上世帯＝346万円以上
1割	上記以外の方

介護保険負担割合証について

- 要介護（要支援）認定を受けた方や、事業対象者の方全員に、利用者負担割合を記載した「介護保険負担割合証」をお送りします。

適用期間は8月～翌年7月で毎年交付されます。

※新たに認定等を受けた方の適用期間は、申請日からとなります。

- サービス利用時には、「介護保険被保険者証」と「介護保険負担割合証」の両方をご提示ください。



負担割合（1～3割）が記載されています
※保険料を滞納している方は負担割合が3～4割になる場合があります。

サービスにかかる費用

- 要介護度に応じて支給限度額（保険給付の上限額）が定められています。

サービスを利用したときの利用者負担は1割～3割ですが、支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた分は全額（10割）自己負担となります。

サービスの利用限度額（1か月あたり）

	単位数	自己負担（目安）		
		1割	2割	3割
事業対象者	5,032単位	5,032円	10,064円	15,096円
要支援1	5,032単位	5,032円	10,064円	15,096円
要支援2	10,531単位	10,531円	21,062円	31,593円
要介護1	16,765単位	16,765円	33,530円	50,295円
要介護2	19,705単位	19,705円	39,410円	59,115円
要介護3	27,048単位	27,048円	54,096円	81,144円
要介護4	30,938単位	30,938円	61,876円	92,814円
要介護5	36,217単位	36,217円	72,434円	108,651円

要介護1の人が、18万円のサービスを利用した場合（1割負担の場合）



支給限度額に入らないサービス（いずれも介護予防サービスを含みます）

- ・特定福祉用具の購入
- ・住宅改修
- ・居宅療養管理指導
- ・特定施設入居者生活介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・施設サービス

- 施設を利用するサービスの場合は、介護サービス費の自己負担分（1～3割）に加え、食費や居住費（滞在費）などががかかります。

施設等に通ってサービスを受ける場合（デイサービス等）

介護サービス費

+

食費

+

日常生活費

（身の回り品の費用など）

施設に宿泊または入居してサービスを受ける場合（施設入所・ショートステイ）

介護サービス費

+

食費

+

日常生活費

+

居住費

（滞在費）



サービス等の苦情について

- ご利用中のサービス事業者や居宅介護支援事業所のほか、市、福井県国民健康保険団体連合会（57-1614）が窓口を設置しています。

サービスの種類・内容

支…要支援の方が利用できます（介護予防サービス）
介…要介護の方が利用できます（介護サービス）

ケアマネジャーなどと相談し、必要なサービスを利用できます。

各表の金額は、サービスを利用した際の自己負担額の目安です（1割負担の場合）。
お支払いの際は、利用者の状況等により各種加算金が追加されます。

§ 訪問を受けて利用するサービス

訪問介護（ホームヘルプ）

介

ホームヘルパーが訪問し、排泄、入浴、食事などの身体介護や、一人暮らしなどで必要な方には調理、洗濯などの生活援助を行います。

要介護者

身体介護（30分～1時間）	1割負担：405円
生活援助（20分～45分）	1割負担：187円
通院等乗降介助（1回）	1割負担：101円

訪問入浴介護

支 介

入浴設備を積んだ入浴車が自宅を訪問して入浴の介助などを行います。

1回につき

要支援者	1割負担：870円
要介護者	1割負担：1,287円

訪問看護

支 介

看護師などが自宅を訪問し、病状の観察や療養上の世話をを行います。

30分未満の場合

訪問看護ステーションから	1割負担：480円
病院または診療所から	1割負担：407円

訪問リハビリテーション

支 介

理学療法士などが訪問して、主治医の判断のもとに心身機能の維持回復などを図るリハビリテーションを行います。

1回につき	1割負担：313円
-------	-----------

居宅療養管理指導

支 介

医師・歯科医師・薬剤師・歯科衛生士・管理栄養士などが訪問して、医学的な管理や指導を行います。

1回につき	1割負担：361～565円
-------	---------------

§ 施設に通うサービス

通所介護（デイサービス）

介

日帰りで施設に通い、入浴や機能訓練などのサービスを受けます。

要介護者

6～7時間	1割負担：590～1,017円
-------	-----------------

通所リハビリテーション（デイケア）

支 介

医療機関や老人保健施設などに通い、日帰りのリハビリテーションを受けます。

要支援者

1月あたり	1割負担：2,088～4,067円
-------	-------------------

要介護者

6～7時間	1割負担：722～1,303円
-------	-----------------

§ 施設に入居しながら利用するサービス

特定施設入居者生活介護

支 介

特定施設※に入居しながら、入浴・排泄などのサービスを介護保険のサービスとして受けることができます。

1日につき

要支援者	1割負担：185～316円
要介護者	1割負担：546～819円

※有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）、養護老人ホームのうち指定基準をみたす施設

S 生活する環境を整備するサービス

福祉用具貸与

支 介

日常生活の自立を助けるための福祉用具を借りることができます。

対象となる用具

1. 歩行器
2. 歩行補助つえ
3. 手すり(取り付けに工事不要なもの)
4. スロープ(段差解消のもので、取り付けに工事不要なもの)
5. 車いす
6. 車いす付属品(クッション、電動補助装置など)
7. 特殊寝台
8. 特殊寝台付属品(マットレスなど)

9. 床ずれ防止用具(エアーマットなど)
10. 体位変換器
11. 認知症老人徘徊感知機器
12. 移動用リフト
13. 自動排泄処理装置

※5～12は原則、要介護2～5の方のみ利用できます。
※13のうち便を吸引できるものは、
原則、要介護4・5の方のみ利用できます。

利用者負担

月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1～3割が自己負担です。
(用具の種類、事業者によって貸出料は異なります。詳しくはケアマネジャーへご相談ください。)

特定福祉用具の購入

支 介

貸与になじまない入浴や排泄などのために使用する福祉用具を購入した場合、その購入費の一部が支給されます。

対象となる用具

1. 腰掛便座
2. 自動排泄処理装置の交換可能部品
3. 入浴補助用具
(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いすなど)
4. 簡易浴槽
5. 移動用リフトのつり具部分
6. 排泄予測支援機器

支給額

実際にかかった費用(上限10万円)*の9～7割相当額を支給します。
10万円を超えた部分は全額自己負担となります。

※年度(4月から翌年3月)当たりの上限額。同年度内の購入額が10万円未満でも、翌年への繰越はできません。

申請時に必要な書類

申請書、領収書(原本)、購入した福祉用具のパンフレット(写し)

※指定を受けた事業者で購入した場合のみ対象となりますので、ご注意ください。

住宅改修

支 介

要介護者が居住する住宅に小規模な改修を行った場合、
その改修費の一部が支給されます。
(新築の場合は対象外)

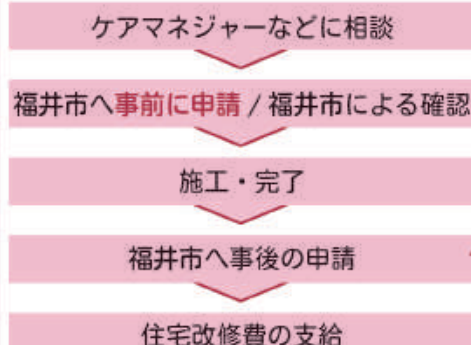
対象となる改修

1. 手すりの取り付け
2. 段差の解消
3. 滑りの防止、
移動の円滑化等のための床材の変更
4. 引き戸等への扉の取り替え
5. 洋式便器等への便器の取り替え
6. 1～5に付帯して必要な工事

支給額

住宅改修費(上限20万円)の9～7割相当額を支給します。ただし、著しく状態が変化した場合、転居した場合には改めて申請できます。

利用手続きの流れ



事前申請に必要な書類

- ①住宅改修費支給申請書(事前)
- ②住宅改修が必要な理由書
(ケアマネジャーなどに作成を依頼)
- ③工事費内訳書
- ④改修前の写真(日付入り)
- ⑤改修後の完成予定の状況がわかるもの
写真または簡単な図を用いたもの
- ⑥改修宅全体の平面図
- ⑦住宅改修の承諾書
- ⑧その他、市が必要と認める書類

事後申請に必要な書類

- ①住宅改修費支給申請書(事後)
- ②改修後の効果を記入した理由書
(事前申請の②理由書に追記)
- ③住宅改修に要した費用の領収書(原本)
- ④工事費内訳書
- ⑤改修後の写真(日付入り)
- ⑥その他、市が必要と認める書類

§ 施設に短期間泊まるサービス

短期入所生活介護・短期入所療養介護 (ショートステイ)

支 介

施設に短期間入所して、入浴・排泄などの介護や機能訓練を受けられます。
日常生活上の介護を受ける「生活介護」と医学的管理のもとで医療上のケアを含む介護を受ける「療養介護」があります。

1日につき 生活介護

要支援者	1割負担： 454～ 686 円
要介護者	1割負担： 607～1,035 円

療養介護

要支援者	1割負担： 574～ 842 円
要介護者	1割負担： 661～1,318 円

§ 介護保険施設に入所するサービス

日常生活の支援や介護を受けたい

指定介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

介

1日につき

要介護3以上	1割負担： 722～1,030 円
--------	-------------------

対象者：常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方。
食事、入浴、排泄など日常生活の介護や健康管理が受けられます。
※原則要介護3以上

介護やリハビリを受けたい

介護老人保健施設

介

1日につき

要介護者	1割負担： 710～1,270 円
------	-------------------

対象者：病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方。
医療上のケアやリハビリ、日常生活介護を一体的に提供して、家庭への復帰を支援します。

医療を中心とした介護を受けたい

指定介護療養型医療施設

介

1日につき

※R6.3.31まで

要介護者	1割負担： 602～1,230 円
------	-------------------

対象者：病状は安定しているものの、医学的管理のもとで長期にわたる療養が必要な方。
介護体制の整った医療機関の病床で、医療、看護、介護、リハビリなどが受けられます。

医療と介護を一体的に受けたい

介護医療院

介

1日につき

要介護者	1割負担： 617～1,399 円
------	-------------------

対象者：長期にわたり、医療と介護の両方のケアが必要な方。
同一の施設内で、医療と日常生活上の介護を一体的に提供します。

§ その他のサービス

すこやか介護用品支給事業

支 介

在宅で生活していて常時（目安：1日3～4枚以上）オムツを使用している方で、下記の支給要件を満たす方を対象に、紙オムツ等を安価で支給します。詳しくは、ケアマネジャーまたは介護保険課までおたずねください。

対象となる商品

- 1.尿取りパッド
- 2.フラットタイプ
- 3.軽失禁用尿取りパッド
- 4.テープタイプ
- 5.パンツタイプ
- 6.高吸収尿取りパッド(夜用)

※希望する商品を1種類、月1回配達します。
(日時の指定はできません)

支給要件

- (1)福井市に介護保険料を納めている方
- (2)福井市に住所を有する方
- (3)給付制限を受けていない方
- (4)要介護3以下の場合、認定調査票の排泄項目において「介助」又は「見守り等」に該当していること
※40～64歳の方は、市民税非課税世帯に限ります。

利用者負担

商品を受け取るときに自己負担額を支払って下さい。

3 地域密着型サービス (利用は福井市に住民登録のある方)

小規模多機能型居宅介護



心身の状況、環境などに応じて「通い」を中心に「泊まり」と「訪問」などを組み合わせたサービスが受けられます。

1月につき

要支援者	1割負担： 3,497～7,067円
要介護者	1割負担： 10,601～27,578円

看護小規模多機能型居宅介護



小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスが受けられます。

1月につき

要介護者	1割負担： 12,650～31,920円
------	----------------------

認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)



認知症の安定した人が、少人数で共同生活をしながら、家庭的な雰囲気のなかで入浴、排泄などの介護を受けられます。

1日につき

要支援2	1割負担：771円
要介護者	1割負担：775～870円

定期巡回・随時対応型訪問介護看護



日中、夜間を通じて訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスが受けられます。

訪問看護サービスを利用しない場合 (1月につき)

要介護者	1割負担： 5,817～26,372円
------	---------------------

訪問看護サービスを利用する場合 (1月につき)

要介護者	1割負担： 8,487～30,223円
------	---------------------

夜間対応型訪問介護



巡回又は備え付けの通報装置による連絡などで、夜間専用の訪問介護を受けられます。

1月あたりの基本費用

要介護者	1割負担：1,047円
------	-------------

訪問1回あたりの追加費用 (ヘルパー1人の訪問の場合)

定期巡回	1割負担： 395円
随時訪問	1割負担： 601円

認知症対応型通所介護



認知症の高齢者が日帰り、食事・入浴・リハビリテーションなどを受けられます。

単独型・5～6時間

要支援者	1割負担： 753～840円
要介護者	1割負担： 871～1,244円

地域密着型通所介護



定員が18人以下の小規模の「デイサービス」で、日帰りで施設に通い、入浴や機能訓練などのサービスが受けられます。

5～6時間

要介護者	1割負担： 665～1,146円
------	------------------

地域密着型介護老人福祉施設



30人未満の小規模な特別養護老人ホームです。
※原則、要介護3以上

1日につき

要介護3以上	1割負担： 733～1,031円
--------	------------------



介護予防・日常生活支援総合事業(略称・総合事業)



総合事業とは、いつまでも住み慣れた地域で、自分らしく暮らしていけるよう、公的なサービスや、地域の社会資源等を活用しながら、高齢者の方の生活を支えていく仕組みです。

§ 介護予防・生活支援サービス事業

サービスを活用しながら、心身の状態の維持・改善に向けて取り組みましょう。

支…要支援の方が利用できます

事…元気度調査により生活機能の低下が見られた方が利用できます。(事業対象者)

各表の金額はサービスごとの自己負担額の目安です。お支払いの際は各種加算に伴う金額が追加になります。

訪問型サービス

支 事

訪問型予防給付相当サービス

ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴や排泄の介助などの身体介護や生活援助などを提供します。

訪問型基準緩和サービス (A型)

ホームヘルパーなどが自宅を訪問し、生活援助のうち調理や掃除などの家事代行を提供します。



自己負担のめやす (1割負担の場合)

	予防給付相当サービス		基準緩和サービス (A型)	
	1回	月額上限	1回	月額上限
週1回程度 (月5回上限)	274円	1,201円	230円	1,008円
週2回程度 (月9回上限)		2,399円		2,014円
週2回超 (月14回上限)*1		3,806円		3,195円

*1: 週2回超の利用は要支援2相当の人に限りです。

通所型サービス

支 事

通所型予防給付相当サービス

施設に通い、入浴介助や機能訓練などのサービスを提供します。

通所型基準緩和サービス (A型)

施設に通い、レクリエーションや運動などのサービスを提供します。



自己負担のめやす (1割負担の場合)

	予防給付相当サービス		基準緩和サービス (A型)	
	1回	月額上限	1回	月額上限
要支援1・事業対象者 (週1回程度、月5回上限)	390円	1,696円	333円	1,448円
要支援2・事業対象者 (週2回程度、月9回上限)	401円	3,476円	342円	2,966円

日常生活に支障のある生活動作の改善を目指した運動機能向上のサービスに加え、必要に応じて口腔機能（「食べる」「飲みこむ」などの働き）向上や栄養改善などの選択メニューを取り入れて行います。

施設への通いを中心に、必要に応じて自宅での状況を把握するための訪問などを組み合わせ、概ね3か月間を目途に受けられます。

運動機能向上サービスには、必ずリハビリ専門職がかかわります。



自己負担のめやす（1割負担の場合、1回あたり）

	運動機能向上	口腔機能向上	栄養改善
通所	434 円	153 円（加算）	153 円（加算）
訪問	395 円	351 円	351 円

§ 一般介護予防事業

日頃から、地域の集いの場等へ参加することや趣味活動を継続することは、介護予防に効果的です。

【対象者】65 歳以上のすべての高齢者

① 自治会型デイホーム

公民館や集会場など地域の身近な場所で、介護予防活動（転倒予防、認知症予防など）、創作活動などを行います。

【お問い合わせ先】福井市社会福祉協議会 TEL：26-1853

② いきいき長寿よろず茶屋

高齢者が気軽に集まり、軽スポーツや趣味活動、健康体操などを行う活動を、地域のボランティアが主となって週1回以上実施しています。

③ いきいき百歳体操

地域の身近な場所で、仲間同士が集まって、おもりを使った簡単な筋力運動を行います。続けることにより筋力がつき、体が楽に動かせるようになります。

週1回程度行う自主グループがあります。

④ 口腔機能向上サービス

指定歯科医療機関で、お口の衛生状態や口腔機能（「食べる」「飲みこむ」などの働き）を調べる「健診」と、口腔機能の維持、改善のための「指導」が無料で受けられます。

利用には「歯科口腔指導無料券」が必要です。詳細については、下記までお問い合わせください。

②～④の【お問い合わせ先】福井市地域包括ケア推進課 TEL：20-5400

利用者負担の軽減施策

介護保険には利用者負担を軽減する制度があります。

1 高額介護等サービス費の支給

- 1か月の利用者負担額が下表の上限額を超えた場合、超えた金額を支給します。
- 支給対象者には、市からお知らせと申請書を送付しますので、介護保険課へ申請してください。
申請は初回のみで、その後対象になった場合は自動的に指定口座へ振り込みます。

対象となる方	利用者負担の上限額
課税所得690万円（年収約1,160万円）以上の方がいる世帯	140,100円（世帯）
課税所得380万円（年収約770万円）以上～ 課税所得690万円（年収約1,160万円）未満の方がいる世帯	93,000円（世帯）
上記以外の市民税課税世帯の方	44,400円（世帯）
世帯全員が市民税非課税	24,600円（世帯）
・ 高齢福祉年金受給者の方	24,600円（世帯）
・ 前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	15,000円（個人）
生活保護受給者の方	15,000円（個人）

対象とならないもの
◎ 特定福祉用具の購入に係る利用者負担分
◎ 住宅改修に係る利用者負担分
◎ 保険対象外のもの（施設サービス利用における食費、居住費、日常生活費など）
◎ 支給限度額を超える利用者負担分

2 高額医療合算介護等サービス費の支給

- 世帯内の介護と医療の両保険の利用者負担を年間で合算し、限度額を超えた場合、申請により超えた分を支給します。
対象期間：8月～翌年7月末までの1年間
詳しくは、介護保険課又は加入している医療保険者にお問い合わせください。

3 特定入所者介護（予防）サービス費の支給

- 施設への入所や、ショートステイを利用する場合は、「食費」・「居住費・滞在費」がかかりますが、次の区分に該当する方は、市に申請することで負担限度額（支払いの上限額）が設けられ、負担が低く抑えられます。

利用者負担段階	所得の状況	貯金額等の資産の状況	居住費（滞在費）				食費
			多床室	従来型個室	ユニット型個室の多床室	ユニット型個室	
1	生活保護受給者の方等	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	0円	490円 (320円)	490円	820円	300円
2	世帯全員が市民税非課税 前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	370円	490円 (420円)	490円	820円	ショートステイ 600円 入所 390円
3-①	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の方	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	370円	1,310円 (820円)	1,310円	1,310円	ショートステイ 1,000円 入所 650円
3-②	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	370円	1,310円 (820円)	1,310円	1,310円	ショートステイ 1,300円 入所 1,360円

（ ）内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

対象にならない方

- ◎ 預貯金等（現金、有価証券なども含む）の合計が基準額を超えている
- ◎ 本人・配偶者が市民税課税者である（住民票上世帯が異なる配偶者も含む）
- ◎ 本人が給付制限を受けている

※上記の対象者に該当しない場合でも、介護保険施設に入所し、属する世帯員数が2人以上の場合、別に定める収入・預金などの要件を満たす場合は特例として軽減の対象となる場合があります。



●次の条件を満たす方が、対象となるサービスを利用した場合、利用者負担（1割負担分）が50%軽減されます。福井市独自の軽減制度です。

対象となる方

▼以下の条件をすべて満たす方▼

- ①世帯全員が市民税非課税
- ②世帯の年間収入が130万円未満
(世帯員が2人以上の場合は1人につき75万円上乗せ)
- ③世帯で保有する預貯金額が300万円以下
- ④本人に地代等の不動産所得がないこと
- ⑤負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- ⑥本人が介護保険料を滞納していないこと
- ⑦本人が給付制限を受けていないこと

※生活保護受給者は除きます。

対象要件については今後変更される可能性があります。

対象となるサービス

- ◆訪問介護
- ◆訪問入浴介護
- ◆訪問看護
- ◆訪問リハビリテーション
- ◆通所介護
- ◆通所リハビリテーション
- ◆認知症対応型通所介護
- ◆定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ◆夜間対応型訪問介護
- ◆地域密着型通所介護

●次の条件を満たす方は、対象となる費用が原則25%軽減されます。

対象となる方

▼以下の条件をすべて満たしたうえで、生計が困難であると認められる方▼

- ①世帯全員が市民税非課税
- ②世帯の年間収入が150万円以下
(世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額)
- ③保有する預貯金額が350万円以下
(世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額)
- ④日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- ⑤負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- ⑥本人が介護保険料を滞納していないこと
- ⑦本人が給付制限を受けていないこと

※生活保護受給者については個室の居住費（滞在費）に係る利用者負担が免除となります。

対象となるサービス

(県に申し出のあった社会福祉法人が提供するもの)

- ◆訪問介護^{※1}
- ◆定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ◆夜間対応型訪問介護
- ◆短期入所生活介護^{※1}
- ◆通所介護^{※2}
- ◆認知症対応型通所介護^{※1}
- ◆小規模多機能型居宅介護^{※1}
- ◆小規模多機能型居宅介護（短期利用型）^{※1}
- ◆地域密着型通所介護
- ◆看護小規模多機能型居宅介護
- ◆看護小規模多機能型居宅介護（短期利用型）
- ◆地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ◆介護福祉施設サービス

※1 介護予防サービスを含む

※2 介護予防・生活支援サービス事業(総合事業)のうち、予防給付相当サービスのみ含む

制度を利用する場合は、申請が必要です。

③④⑤の軽減制度は次のように利用します。

申請

条件に該当する方はそれぞれの所定の申請書を市(介護保険課)に提出してください。

認定されたら

認定証の送付

市から認定証を送付します。有効期限・内容を確認してください。

事業所への提示

対象となるサービスを利用する際に、事業所に認定証を提示してください。

【注意】

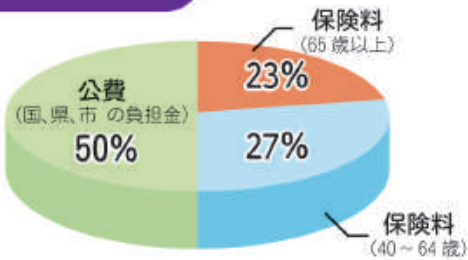
- 認定証には有効期限が記載されています。引き続き利用する場合は更新申請が必要です。
- 世帯員が転入するなどにより、条件に該当しなくなった場合は、認定証を返却してください。



保険料の決め方・納め方

介護保険はみんなで支え合う制度です

- 介護保険料は、原則として 40 歳以上の方全員に納めていただきます。
また、保険料の決め方・納め方は 65 歳以上の方と 40 歳以上 65 歳未満の方で異なります。
- 介護保険の運営に必要な費用は、国・県・市が半分を負担し、残りの半分を 40 歳以上の皆様が保険料として負担することになります。



65 歳以上の方（第 1 号被保険者）の場合

● 決め方 ● 保険料は前年の所得に応じて決まります

- 65 歳以上の方の保険料は、福井市で必要な介護サービス費用をまかなうために算出された**基準額**をもとに、本人と世帯員の所得に応じて 12 段階に分かれています。

基準額 =  福井市で必要な介護サービスの総費用のうち 65 歳以上の方の負担分（23%）

 福井市の 65 歳以上の方 

令和 4 年度				保険料率	年 額
段 階	対 象 者				
第 1 段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方			基準額 ×0.15	11,880円
第 2 段階	本人が市民税非課税	同じ世帯に いる人 全員が市 民税非課 税	本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の 合計が80万円以下の方	基準額 ×0.40	31,680円
第 3 段階			本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の 合計が80万円を超え 120万円以下の方	基準額 ×0.65	51,480円
第 4 段階			第 1 段階・第 2 段階に該当しない方	基準額 ×0.85	67,320円
第 5 段階	本人が市民税課税	同じ世帯 に市民税 課税者が いる方	本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の 合計が80万円以下の方	基準額	79,200円
第 6 段階			第 4 段階に該当しない方	基準額 ×1.15	91,080円
第 7 段階			合計所得金額が 125 万円未満の方	基準額 ×1.25	99,000円
第 8 段階			合計所得金額が 125 万円以上 200 万円未満の方	基準額 ×1.50	118,800円
第 9 段階			合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の方	基準額 ×1.55	122,760円
第 10 段階			合計所得金額が 300 万円以上 500 万円未満の方	基準額 ×1.75	138,600円
第 11 段階			合計所得金額が 500 万円以上 700 万円未満の方	基準額 ×1.85	146,520円
第 12 段階			合計所得金額が 700 万円以上 900 万円未満の方	基準額 ×2.00	158,400円

※課税年金収入：市町村民税の課税の対象となる年金の収入のことで、遺族年金及び障害年金は含まれません。

※合計所得金額：「収入」から公的年金等控除・給与所得控除・必要経費を控除した後で、繰越控除や基礎控除・人的控除などの控除をする前の所得金額のことです。

土地売却等に係る特別控除がある場合は、合計所得金額から、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額」を用います。

第 1 段階～第 5 段階については、上記に加えて合計所得金額から「公的年金等の収入に係る所得を控除した額」を用います。

税制改正の影響を遮断するために、合計所得金額に給与所得、公的年金等に係る雑所得が含まれている場合には、10万円を控除します。

保険料の納め方は、受給している年金額によって「特別徴収」と「普通徴収」の2種類に分けられます。原則は特別徴収となり、納め方の変更はできません。

年金が年額18万円以上の方

特別徴収

年金から天引き

年金（年6回）の支給額から、保険料をあらかじめ差し引きます。

前年度の 2月	仮徴収			本徴収		
	4月 (第1期)	6月 (第2期)	8月 (第3期)	10月 (第4期)	12月 (第5期)	2月 (第6期)
	前年度の2月と同じ金額を仮に納めます			毎年7月中頃に決定する本年度の保険料年額から、すでに納めている仮徴収分（4・6・8月の合計）を除いた額を納めます。 ※仮徴収から金額が変わる場合があります。		

※前年度から継続して特別徴収で保険料を納める場合

年金が年額18万円以上の場合でも、一時的に納付書等で納める（普通徴収となる）場合があります。

◆年度途中で保険料が増額になった

◆増額分を納付書等で納めます。
(年金からの天引きは増額前の金額で継続されます)

- 年度途中で65歳になった
- 年度途中で他の市区町村から転入した
- 年金が一時差し止めになった
- 年度途中で老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった など

●一定の期間、年金から天引きができないため、その間は納付書等で納めます。

年金が年額18万円未満の方

普通徴収

納付書・口座振替

福井市から送付する納付書や口座振替で、年8回に分けて期日までに保険料を納めます。お支払い窓口は、各金融機関、コンビニ、介護保険課、美山・越廼・清水連絡所窓口です。（詳しくは納付書裏面をご確認ください）

7月 (第1期)	8月 (第2期)	9月 (第3期)	10月 (第4期)	11月 (第5期)	12月 (第6期)	1月 (第7期)	2月 (第8期)
-------------	-------------	-------------	--------------	--------------	--------------	-------------	-------------

※本年度の保険料年額（12か月分）を8回にわけて納めます。
※月末（月末が休日の場合は翌営業日）が納期限（口座振替日）になります

※保険料納付は
口座振替が
便利です

- 預（貯）金通帳
- 通帳届け出印

これらを持って福井市指定の金融機関で手続きしていただくか、福井市口座振替依頼書に必要事項をご記入の上、郵送ください。

※口座振替開始は、通常、申し込み日の翌月末からになります。
※残高不足などにより自動引き落としできなかった場合は、納付書で納めることになります。（再引き落としはできません）

保険料の決め方・納め方

保険料を納めないと…

- 一定期間、介護サービスを利用するときの自己負担割合が通常1～2割の方が3割（通常3割の方は4割）に上がるほか、一部の利用者負担軽減制度を利用できなくなるなどの制限を受けることがあります。
- 差し押さえ等の滞納処分を受けることがあります。

※災害に遭った場合や、収入（譲渡所得等に係るものを除く）が前年に比べ大幅に少なくなった場合等で、保険料を納めることが難しい場合は、徴収猶予や減免を受けられることがありますので、介護保険課までご相談ください。

40歳から64歳までの方（第2号被保険者）の場合

保険料額は加入している医療保険（国民健康保険、職場の健康保険）ごとの算出方法によって決められ、医療保険の保険料と合わせて納めます。

詳しくは、加入されている医療保険者へお問い合わせください。

※福井市の国民健康保険に加入されている方は、保険年金課（20-5678）へお問い合わせください。

指定居宅介護支援事業所一覧表

【福井市内・地区五十音順】

※令和4年6月1日現在で指定されている事業所（休止中除く）の一覧です。

要介護の認定を受けた方が、自宅で介護サービスを受けることができるようサポートをしてくれるケアマネジャーがいる事業所です。利用者が事業所を選択できます。

地区	事業所・施設名	住 所	電話番号
安居	さくらが丘介護相談センター	本堂町 51-33	37-0900
	ケアプランゆう	羽坂町33-1-1	37-0115
旭	よつば在宅介護支援事業所	手寄 1 丁目701-2	22-0428
	ヴィルヌーブあさくらケアプランセンター	豊島 1 丁目 2-13	30-0753
	SOMPOケア福井居宅介護支援	城東 1 丁目 2-13	22-1026
足羽	あたご居宅介護支援事業所	明里町 9-20	33-6850
	居宅介護支援事業所 つくも苑	つくも 2 丁目 5-5	33-5577
麻生津	居宅介護支援事業所 いわき	三十八社町 10-8	38-9110
	ケアセンターこころ	三十八社町401-22	97-8017
一乗	あさくら介護支援事業所	西新町 1-25	43-2100
鵜	かわにし苑介護相談センター	砂子坂町 9-5	83-1266
円山	あんしん村サポートセンター	北四ツ居 2 丁目 7-17	54-2932
	福井県看護協会居宅介護支援事業所	北四ツ居町 601	54-0785
岡保	山翠苑居宅支援センター	堅達町 24-1	53-2586
上文殊	文珠苑居宅介護支援事業所	北山町 35-5-1	41-7800
	HOME TOWN コスモス居宅介護支援事業所	帆谷町 1 字外山 33	38-1159
河合	つくし野ケアサービスセンター	川合鷺塚町 49-5	55-3100
木田	県民せいきょう居宅介護支援事業所	羽水 1 丁目 107	32-6000
	ひかりケアプランセンター	木田 1 丁目 3308	33-6866
	柔整介護センター	花堂東 2 丁目 301	34-1977
	さくら 居宅介護支援事業所	花堂東 2 丁目 408	35-7807
啓蒙	ハート居宅介護支援事業所	新保 2 丁目 228	54-1399
	あさがお在宅介護支援事業所	新保町 19-35-1	54-6328
	愛全園居宅介護支援センター	丸山町 40-7	53-5613
越通	渚苑居宅介護支援事業所	蒲生町 1-90-1	89-2110
	こしの医院居宅介護支援事業所	蒲生町 1-91-1	89-2232
酒生	足羽利生居宅介護支援センター	榎野町 20-7	43-9878
清水南	すみれ荘居宅介護支援センター	島寺町 83-1	98-5550
順化	二の丸苑 居宅介護支援事業所	大手 2 丁目 21-3	26-1200
	吉田医院 居宅介護支援センター	順化 1 丁目 3-15	22-1337
	安土整形居宅介護支援事業所	中央 2 丁目 7-19	25-3545
清明	いなほ在宅介護支援事業所	江端町 20-20-24	38-7220
	あさむつ苑居宅介護支援事業所	引目町 21-9-2	38-9283
大安寺	福井リハビリテーション病院居宅介護支援事業所	南梧原町 20 字大畑 2	59-1126
鷹巣	悠和園介護相談センター	免鳥町 22-74	86-1313
	藤島園ケアマネージメントセンター	高木中央 3 丁目 1701	52-0808
中藤島	九頭竜長生苑 居宅介護支援事業所	寺前町 2-2-2	54-5211
	在宅勤務型居宅介護支援事業所フレックス	高木町 53-17-3	92-0608
西藤島	ツクイ福井文京	文京 7 丁目 8-20	27-7875
日新	ケアプランセンターみげん	大宮 6 丁目 17-24	25-2555
	福井ケアセンター居宅介護支援事業所	乾徳 4 丁目 5-5	21-5537
	仁愛居宅介護支援事業所	乾徳 4 丁目 4-7	97-6471

地区	事業所・施設名	住 所	電話番号
春山	メイプルケア大宮介護相談センター	大宮 4 丁目 13-1	25-0041
	みどりの森居宅介護支援事業所	文京 2 丁目 6-10	28-7212
東藤島	安川病院 居宅介護支援センター	大和田 2 丁目 108	52-2807
	ほっとマネージメント福井	大和田 2 丁目 2101	57-1055
日之出	ニチイケアセンター成和	城東 2 丁目 14-1	28-1470
	ふくし百選 プランニング日之出	日之出 1 丁目14-23	27-1260
	福井市ふれあい公社ケアプランセンター	日之出 4 丁目 3-12	20-5016
	岩井病院居宅介護支援センター	日之出 2 丁目15-10	24-0306
本郷	にこにこ介護相談センター	四ツ井 2 丁目11-11	88-0707
	この道グループライフサポートセンター	燈豊町39-6-59	50-2728
松本	ゆうあいケアプランセンター	大願寺 3 丁目 9-3	27-0175
	福井市シルバー人材センター 介護保険事業所	文京 1 丁目 26-10	27-0180
	花園指定居宅介護支援センター	松本 1 丁目 36-15	29-1155
	ケア・フレンズ居宅介護支援事業所	松本 2 丁目 25-16	27-5816
湊	居宅介護支援センターいこい	光陽 2 丁目 21-3	21-3010
	光陽訪問看護ステーション居宅介護支援事業所	光陽 3 丁目 9-23	24-9990
豊	いちごケアプランセンター月見	月見 4 丁目 20-50	34-5415
	福井赤十字病院居宅介護支援事業所	月見 2 丁目 4-1	36-3630
	花むつ苑居宅介護支援事業所	花堂中 1 丁目 5-6	34-8762
宮ノ下	宝珠苑指定居宅介護支援事業所	内山梨子町 2-3-1	83-1888
美山	楽ちんの家介護相談所	市波町 24-12	96-7033
	みやま在宅介護支援事業所	美山町 9-11-1	90-1250
明新	新田塚介護相談センター	新田塚 1 丁目 42-1	22-6587
	ケアプランセンターあい愛	舟橋新 1 丁目 106	29-0116
	みのりの絆ケアプランセンター	新田塚 1 丁目 55-1	76-0808
森田	福井新世紀ケアサービス	栗森 1 丁目102	63-5592
	たんぼぼ苑 居宅介護支援センター	栗森 2 丁目2711	56-3211
	ケアパートナーあゆみ	上森田 6 丁目324	090-9953-1204
社北	宮崎整形外科居宅介護支援事業所	加茂河原 3 丁目 8-20	33-2611
	愛寿苑居宅介護支援センター	加茂緑苑町 402	34-5252
	ケアプランわかすぎ	若杉 4 丁目 1602	33-0707
社西	ひなた居宅介護支援事業所	福新町306-4 (KMビル2F)	080-4197-7117
社南	ひらい内科消化器科医院 居宅介護支援事業所	洩 4 丁目 1813	33-6881
	つぐみ居宅介護支援事業所	洩 1 丁目 2215	97-8305
六条	あさくら苑介護支援事業所	下六条町 18-32	41-8400
	福井厚生病院介護保険相談センター	下六条町 217	41-8020
和田	嶋田病院 居宅介護支援センター	西方 1 丁目 2-11	21-7715
	モアヤング 介護相談所	和田中町東沖田 30-1	28-3734
	すのうどろっほ hope 居宅介護支援事業所	和田東 2 丁目 601	43-9097
	ケアプランセンターいしずえ	和田 2 丁目1309	97-9936
	ケアホーム・さいせい居宅介護支援事業所	和田中町徳万 28	30-7665

介護保険施設一覧表

【福井市内・地区五十音順】

※令和4年6月1日現在で指定されている事業所（休止中除く）の一覧です。

自宅で介護が困難な方の生活施設である「特別養護老人ホーム」、リハビリを中心とした「介護老人保健施設」、長期入院して療養する「指定介護療養型医療施設」、長期的に医療と介護のケアを一体的に受ける「介護医療院」の4種類があります。いずれも、要介護の認定を受けた方が対象です。

実際のサービス内容は施設毎になりますので、直接施設にご相談ください。

指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

地区	事業所・施設名	住 所	電話番号
安居	高雄苑	本堂町 51-33	37-0116
岡保	山翠苑	堅達町 24-1	53-2586
上文殊	文珠苑	北山町 35-5-1	41-7500
	HOME TOWN コスモス	帆谷町 1 字外山 33	38-1159
啓蒙	愛全園	丸山町 40-7	53-5411
越廼	こしの渚苑	蒲生町 1-90-1	89-2110
酒生	足羽利生苑	梶野町 20-7	41-3121
清水南	すみれ荘	島寺町 83-1	98-5550
清明	あさむつ苑	引目町 21-9-2	38-9280
鷹巣	悠和園	免鳥町 22-74	87-2161
中藤島	藤島園	高木中央 3 丁目 1701	52-1166
松本	たぶのき	大願寺 3 丁目 3-6	27-4140
宮ノ下	宝珠苑	内山梨子町 2-3-1	83-1373
	新田塚ハウス	江上町 55-5	59-1800
美山	美山貴寿苑	市波町 31-2	96-4150
森田	たんぼぼ苑	石盛3丁目301	56-0992
社北	愛寿苑	若杉 2 丁目 601	34-5100
六条	あさくら苑	下六条町 18-32	41-8400
和田	モアヤング こもれびホーム	和田中町東沖田 30-1	28-3787

介護老人保健施設

地区	事業所・施設名	住 所	電話番号
河合	アルマ千寿	川合鷺塚町 49-5	55-1600
木田	ひかりケアホーム	板垣 5 丁目 201	33-1600
	介護療養型老人保健施設さくら	花堂東 2 丁目 408	34-3500
中藤島	九頭竜長生苑	寺前町 2-2-2	54-4681
日新	福井ケアセンター	乾徳 4 丁目 5-8	26-5155
日之出	ヴィラ岩井	日之出 2 丁目 13-2	24-0177
明新	新田塚ハイツ	新田塚町 506	22-8367
社北	あじさい	西下野町 15-12	33-5911
和田	福井県済生会ケアホーム・さいせい	和田中町徳万 28	30-7660

指定介護療養型医療施設

地区	事業所・施設名	住 所	電話番号
豊	富永病院	西木田 3 丁目 4-26	36-1841
社西	ひらい内科消化器科医院	洲 4 丁目 1813	33-6881

介護医療院

地区	事業所・施設名	住 所	電話番号
大安寺	福井リハビリテーション病院 介護医療院	南樺原町 20 字大畑 2	59-1126
麻生津	いわき医院 介護医療院	三十八社町 10-8	38-2288

ご家族の介護で悩んでいませんか？

介護のつどい事業

在宅で要介護者等を介護している方を対象に、介護に関する情報を提供し、介護者相互の意見交換や交流会を開催しています。



お問い合わせ先／地域包括ケア推進課 TEL：20-5400

男性介護者のつどい

男性で介護をされている方を対象に、生活のミニ講座と座談会を行います。慣れない介護や家事の悩みを語り合ってみませんか？2か月に1回（奇数月）開催しています。詳細は下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先／ほやなと中央北 認知症地域支援推進員 TEL：27-5166

介護者のための家族会

「かたらい会（福井市介護者家族の会）」などの家族会では、寝たきりや認知症の高齢者や、障がいを持つ方を介護している方が、日頃の思いを心おきなく語り合ったり、同じ体験を持つ者同士が親睦を深めたり、介護などについて学んでいます。

お問い合わせ先／福井市社会福祉協議会 TEL：26-1853

認知症カフェ

認知症の人や家族、地域の方や専門職のだれもが気軽に集う場です。月1回～週1回開催しています。場所はお問い合わせください。



お問い合わせ先／地域包括ケア推進課 TEL：20-5400

地域密着型サービス事業所一覧表

【福井市内・地区五十音順】

※令和4年6月1日現在で指定されている事業所（休止中除く）の一覧です。

地域密着型サービスとは要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活できるようにつくられたサービスです。原則として、福井市に住民登録のある方が利用できます。

地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム） 小規模多機能型居宅介護

地区	事業所・施設名	住 所	電話番号
安居	ほたるの杜	羽坂町 33-1-1	37-0115
旭	地域密着型介護老人福祉施設 あるば・あい	日之出 3 丁目 16-18	21-0181
足羽	地域密着型特別養護老人ホーム あたご	足羽 5 丁目 5-17	33-7080
鶺鴒	かわにし苑	砂子坂町 9-5	83-1055
円山	第二ひかり苑 泉の郷	今泉町 25-15-1	52-1300
河合	第 2 藤島園 そよかぜホーム	河合勝見町 4-24-1	55-1313
酒生	地域密着型介護老人福祉施設 足羽利生苑（サテライト型）	梶野町 20-7	41-3121
順化	小規模特別養護老人ホーム 桜手苑	大手 2 丁目 22-18	26-7070
東安居	地域密着型介護老人福祉施設 東安居苑	大瀬町 23-101	35-0838
松本	松本ホームやわらぎ レインボー二の宮	松本 1 丁目 2-19 二の宮 2 丁目 8-21	26-4165 21-2821
豊	小規模特別養護老人ホーム 花むつ苑	花堂中 1 丁目 5-6	34-8762
社北	地域密着型特別養護老人ホーム なの花	加茂河原 3 丁目 1-22	36-8784
六条	六条ホームやわらぎ	下六条町 217-4	41-8600

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

地区	事業所・施設名	住 所	電話番号
安居	田園	本堂町 51-38-1	37-0123
足羽	グループホーム あたご	足羽 5 丁目 5-17	33-7081
府生津	グループホーム あそうづ	浅水三ヶ町 1-29-2	50-1165
岡保	グループホーム 翠 県民せいきょう岡保きらめきグループホーム	堅達町 24-1 曾万布町 7-18-1	53-2586 52-0830
木田	グループホーム うらら	木田 1 丁目 3308	33-2555
国見	グループホーム ゆうなぎ	鮎川町 91-37	88-2440
啓蒙	愛全園グループホーム	丸山町 40-7	53-5411
清水北	グループホーム しみず	竹生町 32-48	98-7890
順化	二の丸苑 グループホーム グループホーム 桜手苑	大手 2 丁目 21-3 大手 2 丁目 22-18	26-2020 26-7077
清明	グループホーム あさむつの森	引目町 21-9-2	38-9280
鷹巣	幸の家	免鳥町 22-70	86-1855
東郷	グループホームあさくらの家 東郷	東郷二ヶ町 6-2-1	41-8500
中藤島	グループホーム レインボー 21 グループホーム ふじしま	高木中央 3 丁目 1601 高木中央 3 丁目 1701	57-2800 52-1166
西藤島	ほのかな家	三郎丸 2 丁目 812	97-5277
日新	グループホーム けんとく	乾徳 4 丁目 4-18	30-5100
春山	グループホーム 楓 みどりの森	大宮 4 丁目 13-1 文京 2 丁目 6-10	25-0042 28-7253
松本	グループホーム たぶのき	大願寺 3 丁目 3-6	27-3940
豊	いちご 月見の里 富永グループホーム	月見 4 丁目 20-47 西木田 3 丁目 5-13	34-5515 36-1851
富ノ下	グループホーム 宝珠の郷	内山梨子町 3-46	83-0800
美山	グループホーム 美山 グループホーム楽ちんの家 笑楽	美山町 6-1 大久保町 1-61	90-3330 96-7080
明新	グループホーム 匠 グループホーム レインボー灯明寺	灯明寺 4 丁目 1706 灯明寺町 59-12-1	28-3232 23-3060
森田	グループホーム らくや	上野本町 1 丁目 3912	56-8808
社北	グループホーム 和 認知症対応型共同生活介護事業所 やよいの森	若杉町 25-18-1 門前 1 丁目 120	34-5595 34-5112
六条	グループホーム あさくら	下六条町 18-37	41-8408
和田	いちご 和えの里 すのうどろっぽ hope	勝見 3 丁目 20-12 いちごの森 1 階 和田東 1 丁目 2218	27-0015 21-1576

地区	事業所・施設名	住 所	電話番号
安居	かけはし	本堂町 69-14-1	50-2944
岡保	県民せいきょう小規模多機能ホーム 岡保きらめきハウス	曾万布町 7-18-1	52-0830
木田	小規模多機能型居宅介護 ゆずり葉	春日 3 丁目 1009	97-5560
国見	小規模多機能ホーム ひびきの家	鮎川町 91-37	88-2430
啓蒙	よりそいの家・よかったね	丸山 2 丁目 514	88-0031
清水北	小規模多機能型居宅介護事業所 しみずケアサポート	グリーンハイツ 4 丁目 174	98-2211
順化	小規模多機能ホーム 二の丸苑	大手 2 丁目 21-3	26-2120
清明	えばたホームやわらぎ	江端町 20-1-3	43-1360
大安寺	ほほえみの家・よかったね	四十谷町 5-18-1	59-2311
東郷	あさくらの家 東郷	東郷二ヶ町 6-2-1	41-8500
西藤島	小規模多機能型居宅介護事業所 いりどり三郎丸	三郎丸 1 丁目 109	63-5068
日新	小規模多機能型居宅介護事業所 アットホーム仁愛	乾徳 4 丁目 4-10	97-8011
東安居	小規模多機能 ほおずき 小規模多機能型居宅介護 ほかほか	大瀬町 23-101 菅谷 1 丁目 13-19	35-0877 25-5567
日之出	小規模多機能型居宅介護 やすらぎの家	日之出 3 丁目 12-8	27-1149
宝永	県民せいきょう小規模多機能ホーム 宝永きらめきハウス わがや	宝永 3 丁目 3-1 宝永 3 丁目 25-8	24-0800 97-8083
松本	つどいの家・よかったね	松本 2 丁目 25-16	27-5843
湊	くつろぎの家・よかったね	照手 1 丁目 16-16	30-0051
美山	小規模多機能型居宅介護事業所 美山	美山町 6-1	90-3330
明新	ほのか 小規模多機能型居宅介護事業所 いりどり二の宮 みらい	灯明寺 1 丁目 2401-2 二の宮 3 丁目 32-21 新田塚 2 丁目 12-15	37-3333 21-0755 50-7178
森田	楽家 朝焼けとひつじ雲（サテライト型）	上野本町 1 丁目 3912 石盛 2 丁目 2015	56-8808 97-9077
社南	県民せいきょう小規模多機能ホーム 江守きらめきハウス	江守中町 2-12 江守きらめき 2 階	35-0660
社北	小規模多機能型居宅介護事業所 やよいの里 イスキア生活倶楽部（サテライト型）	加茂緑苑町 402 和田東 1 丁目 2206	33-7474 43-0692
和田	森のイスキア	和田東 2 丁目 704	43-0323

看護小規模多機能型居宅介護

地区	事業所・施設名	住 所	電話番号
木田	看護小規模多機能型居宅介護 あったかホームひまわり	下馬 3 丁目 2302	33-6515
西藤島	ほのか 西藤島	三郎丸 2 丁目 401	97-8530
東藤島	生き生きほっと倶楽部福井	大和田 2 丁目 2101	57-1055
松本	レインボー二の宮	二の宮 2 丁目 8-21	21-2821
森田	看護多機能 向陽	定正 1 丁目 1325	56-4560
社北	やしろの郷	若杉町 25-18-1	63-5597
六条	看護小規模多機能型居宅介護 あったかホームひまわり サテライト	下六条町 7-26-1	41-4001
和田	いちご日和 いちごの森 1 階	勝見 3 丁目 20-12 いちごの森 1 階	27-7715

～在宅生活に不安を持つ高齢者の在宅生活を支援します～

ひとり暮らし等高齢者登録

【内 容】

高齢者自身や家族の状況を登録することで、民生委員児童委員、地域包括支援センターなど地域の支援者が見守りを行います。また、①～④のサービスを利用することができます。

【対象となる方】※施設入所や長期入院している方は対象外です。

市内にお住まいの方で、親族との交流機会が少ないなど在宅生活に不安がある方で以下のような方

- (1) 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者
- (2) 65 歳以上の高齢者のみの世帯
- (3) 高齢者世帯に準じる世帯（65 歳未満の親族等と同居しているが、親族等も病気又は障がいにより緊急時の対応ができない世帯）

①

緊急通報装置貸与事業

【内 容】

家庭で急病や事故などの突発的な事態が発生した時、ボタンを押すことにより電話回線を通じてセンターに通報が入り、迅速な救護体制をとることができます。また常時見守りが必要な方には、生活反応センサーにより安否確認を行います。

【対 象】

- ・ひとり暮らし等高齢者登録をされている方で、疾病を持ち、緊急時の対応に不安のある方
- ※②との併用はできません。

②

ひとり暮らしの高齢者見守り事業

【内 容】

週 1 回（3 本）の乳酸菌飲料を配布し、声かけによる安否確認をします。

【対 象】

- ・ひとり暮らし等高齢者登録をされている方で、閉じこもりや身体症状等から見守りが必要な方
- ※①との併用はできません。



③

えがおでサポート事業

【内 容】

軽作業の援助
（買い物の代行や通院時の援助、掃除等）

【対 象】

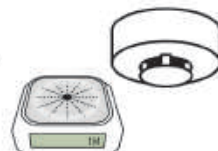
- ・ひとり暮らし等高齢者登録をされている方で、生活に不安があり軽作業の援助が必要な方
- ・市民税非課税または均等割の世帯の方
- ※ 1 時間あたり 250 円かかります。介護保険認定等の状況により、利用限度時間が異なります。

④

日常生活用具給付事業

【内 容】

電磁調理器や自動消火器、火災警報器を給付します。



【対 象】

- ・ひとり暮らし等高齢者登録をされている方で、防火配慮が必要な方
- ・市民税非課税世帯の方
- ※火災警報器は半額自己負担になります。

お問い合わせ先

地域包括ケア推進課 20-5400

※実際の手続きは、ほやねっと（P19）へ。

福井市消防局からのお知らせ

～「NET119」緊急通報が可能です～

【内容】

福井市消防局では、聴くことや、話すことが難しい方を対象に、スマートフォンや携帯電話を利用し、消防車や救急車の要請ができるサービス「NET119」を開始しました。「NET119」をご利用いただくには、事前登録が必要です。

登録を希望される方は、下記のアドレスに空メールを送信し、手続きを開始してください。

mailto:entry_18201@entry06.web119.info ※QRコードでメールを送ることも可能です。

ご不明な点がございましたら、福井市消防局管制課へお気軽にお問い合わせください。

福井市消防局 管制課

FAX番号：0776-20-6119 電話番号：0776-20-3999

ホームページアドレス：www.city.fukui.lg.jp/dept/d500/ffd-kansei/index.html

メール
アドレス
QRコード



ほやねっと（地域包括支援センター）を利用しましょう

ほやねっとは、高齢者の介護・保健・福祉・医療などに関する相談を受ける総合相談窓口です。お住まいの地区を担当しているほやねっとに、まずは電話で気軽にご相談ください。

こんなことで困っていませんか？

- 介護保険サービスを利用したいのですが、どうしたらよいのでしょうか？
- 近所の一人暮らしの高齢者が最近閉じこもり気味で心配です。
- 足腰が弱くなってきており、体のことが心配です。
- 最近、親のものの忘れがひどくなってきたようです。どこに相談すればよいのでしょうか？

気軽に
ご相談
ください



(R4年6月1日現在)

	ほやねっと名	住 所	TEL・FAX	開所時間(※)	担当地区
1	ほやねっと明倫	木田1丁目3308 (うらの家内)	☎33-5777 ☎33-1612	月～金 8:30～17:30 土 8:30～12:30	豊・木田
2	ほやねっとあたご	明里町9-20 (あたごデイサービス内)	☎33-6800 ☎33-6801	月～金 8:30～17:15	足羽・湊
3	ほやねっと中央北	文京2丁目12-23 (福島ビル1階)	☎28-7271 ☎63-5633	月～金 8:45～17:30	春山・宝永・松本
4	ほやねっと不死鳥	日之出4丁目3-12 (ふれあい公社内)	☎20-5683 ☎27-5852	月～金 8:30～17:15	順化・日之出・旭
5	ほやねっとあずま	和田中町舟橋7-1 (済生会病院東館内)	☎28-8511 ☎28-8111	月～金 8:30～17:00 土 8:30～12:30	和田・円山
6	ほやねっと大東	丸山町40-7 (愛全園3階)	☎53-4092 ☎53-4093	月～金 9:00～17:00 土 9:00～13:00	啓蒙・岡保・東藤島
7	ほやねっと九頭竜	高木中央3丁目1701 (藤島園内)	☎57-0040 ☎52-1212	月～金 8:30～17:15	中藤島・森田
8	ほやねっと北	新田塚1丁目42-1 (福井総合クリニック内)	☎25-2510 ☎25-8263	月～水 8:15～17:15 木・土 8:30～12:30	西藤島・河合・明新
9	ほやねっとみなみ	下荒井町20-6 (水谷ビル1階)	☎43-1316 ☎43-1317	月～金 8:30～17:15	清明・麻生津
10	ほやねっと社	福1丁目1710	☎36-1246 ☎36-0156	月～金 8:30～17:30 土・日 8:30～12:30	社南・社北・社西
11	ほやねっと光	大瀬町23字101 (東安居苑2階)	☎35-0313 ☎35-0301	月～金 8:30～17:15	日新・東安居・安居 一光・殿下・越廼 清水西・清水東 清水南・清水北
12	ほやねっと川西	仙町6-4	☎97-8003 ☎97-8067	月～土 8:30～17:30	大安寺・国見・鶯 栗・鷹巣・本郷 宮ノ下
13	ほやねっと東足羽	下六条町217 (厚生健康福祉センター内)	☎41-4135 ☎41-3714	月～金 8:30～17:15	酒生・一乗・上文殊 文殊・六条・東郷
	すいだに相談所	梶谷町12-9-2	☎90-3858	月～金 8:30～12:30	美山

(※) 開所時間外でも受け付けますので、電話でご連絡ください。

【お問い合わせ先】

ほやねっとや高齢者福祉に関するお問い合わせ

地域包括ケア推進課

福井市役所 別館1階
福井市大手3丁目10番1号
TEL:20-5400 FAX:20-5426



地域包括ケア推進課 HP

介護保険に関するお問い合わせ

介護保険課

福井市役所 別館2階
福井市大手3丁目10番1号
TEL:20-5715



介護保険課 HP

各種申請手続（要介護認定、利用者負担軽減など）は、下記の連絡所でも受け付けています。

美山連絡所

TEL: 90-1111

越廼連絡所

TEL: 89-2111

清水連絡所

TEL: 98-2001